京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第 40 号

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第12条第1項第7号中「(その金額が2,000,000円以下の場合に限る。)」 を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「第10条第6項」を「第10条第5項」に改 める。

第13条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第17条第2項第3号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)